

平成 9 年 工業統計調査

産業細分類別統計表

(通商産業局別・都道府県別表)

CENSUS OF MANUFACTURES

1997

REPORT BY RESPECTIVE INDUSTRY

(BY REGIONAL BUREAU OF INTERNATIONAL TRADE AND  
INDUSTRY, BY PREFECTURE)

平成 11 年 6 月刊行

June 1999

通商産業大臣官房調査統計部

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of International Trade and Industry

## 序

通商産業省では、我が国工業の実態を把握するため、毎年、全国の製造事業所を対象に工業統計調査を実施し、その結果を「工業統計表」として公表しております。

平成9年12月31日現在で実施した工業統計調査の結果は、「産業編」、「品目編」、「市町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」として既に公表しており、「企業統計編」についても今後公表することとしております。

また、統計データの提供拡充のため、工業統計詳細情報をパソコンによる画面表示による閲覧の形で公表しております。

本編は、この工業統計詳細情報から主要項目を抽出し、「平成9年工業統計調査 産業細分類別統計表（通商産業局別・都道府県別表）」として公表するものです。これまで公表した各編と併せて利用していただくことにより、我が国工業の実態把握に役立つものと考えております。

本編を公表するに当たり、今回の調査に多大の御協力を頂きました全国の製造事業所の方々、並びに調査の実施に御協力いただいた各方面の関係者に深く謝意を表するとともに、本編が広く活用されることを期待します。

また、今後の工業統計調査の一層の充実、改善のため御意見を頂ければ幸いに存じます。

平成11年6月

通商産業大臣官房調査統計部長 知久 多喜真

目 次

序		23. 愛知県.....	281
利用上の注意.....	1	24. 三重県.....	291
統計表		25. 滋賀県.....	300
1. 全国産業細分類別統計表.....	2	26. 京都府.....	308
2. 通商産業局別産業細分類別統計表		27. 大阪府.....	317
北海道 通商産業局.....	14	28. 兵庫県.....	328
東北 通商産業局.....	22	29. 奈良県.....	338
関東 通商産業局.....	32	30. 和歌山県.....	345
中部 通商産業局.....	43	31. 鳥取県.....	352
近畿 通商産業局.....	54	32. 島根県.....	357
中国 通商産業局.....	65	33. 岡山県.....	362
四国 通商産業局.....	75	34. 広島県.....	370
九州 通商産業局.....	84	35. 山口県.....	379
沖縄 通商産業部.....	94	36. 徳島県.....	386
3. 都道府県別産業細分類別統計表		37. 香川県.....	392
1. 北海道.....	98	38. 愛媛県.....	399
2. 青森県.....	106	39. 高知県.....	406
3. 岩手県.....	111	40. 福岡県.....	411
4. 宮城县.....	118	41. 佐賀県.....	420
5. 秋田県.....	126	42. 長崎県.....	426
6. 山形県.....	132	43. 熊本県.....	431
7. 福島県.....	140	44. 大分県.....	438
8. 茨城県.....	149	45. 宮崎県.....	444
9. 栃木県.....	158	46. 鹿児島県.....	450
10. 群馬県.....	167	47. 沖縄県.....	456
11. 埼玉県.....	176		
12. 千葉県.....	186	付録	
13. 東京都.....	195	工業統計調査規則.....	462
14. 神奈川県.....	205	工業調査票甲.....	464
15. 新潟県.....	215	工業調査票乙.....	466
16. 富山县.....	224	工業統計表公表物一覧.....	467
17. 石川県.....	232		
18. 福井県.....	240		
19. 山梨県.....	247		
20. 長野県.....	254		
21. 岐阜県.....	262		
22. 静岡県.....	271		

## Contents

Preface	
General Explanatory Notes.....	1
Statistical Tables (Establishments with 4 or more employer & employees)	
1. Statistical Tables by Industry .....	2
2. Statistical Table by Industry (by regional bureau of international trade and industry)	
HOKKAIDO .....	14
TOHOKU .....	22
KANTO.....	32
CHUBU.....	43
KINKI .....	54
CHUGOKU .....	65
SHIKOKU.....	75
KYUSYU .....	84
OKINAWA .....	94
3. Statistical Table by Industry (by Prefecture)	
HOKKAIDO .....	98
AOMORI .....	106
IWATE .....	111
MIYAGI.....	118
AKITA .....	126
YAMAGATA .....	132
FUKUSHIMA .....	140
IBARAKI .....	149
TOCHIGI .....	158
GUNMA .....	167
SAITAMA .....	176
CHIBA .....	186
TOKYO.....	195
KANAGAWA .....	205
NIIGATA .....	215
TOYAMA.....	224
ISHIKAWA .....	232
FUKUI .....	240
YAMANASHI.....	247
NAGANO .....	254
GIFU .....	262

SHIZUOKA .....	271
AICHI .....	281
MIE .....	291
SHIGA .....	300
KYOTO .....	308
OSAKA .....	317
HYOGO .....	328
NARA .....	338
WAKAYAMA .....	345
TOTTORI .....	352
SHIMANE .....	357
OKAYAMA .....	362
HIROSHIMA .....	370
YAMAGUCHI .....	379
TOKUSHIMA .....	386
KAGAWA .....	392
EHIME .....	399
KOCHI .....	406
FUKUOKA .....	411
SAGA .....	420
NAGASAKI .....	426
KUMAMOTO .....	431
OITA .....	438
MIYAZAKI .....	444
KAGOSHIMA .....	450
OKINAWA .....	456
Appendix	
Regulation for the Census of Manufactures .....	462
Questionnaire A .....	464
Questionnaire B .....	466
Publication List of the Census of Manufactures .....	467

## 利 用 上 の 注 意

### I 工業統計調査について

#### 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

#### 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

なお、工業統計調査に適用される工業統計調査規則については、付録を参照されたい。

#### 3 調査の期日

平成9年工業統計調査は、平成9年12月31日現在で実施した。

#### 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に掲げる「大分類F－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

#### 5 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

### II 平成9年工業統計調査 産業細分類別統計表（本表）について

#### 1 産業細分類別統計表の集計

本表は、平成9年工業統計詳細情報のうち、「1 都道府県別・産業細分類別表」の磁気テープを基に、従業者4人以上の事業所について、通商産業局別、都道府県別にそれぞれ集計項目を抜き出して再編集したものである。

#### 2 工業統計調査用産業分類について

工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しているが、事業所数が少ないと等により、一部日本標準産業分類とは異なっている（別表参照）。

#### 3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業格付け方法は、次のとおりである。

##### (1) 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

##### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、「中分類26 鉄鋼業」においては、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

#### 4 集計項目の説明

##### (1) 事業所数は、平成9年12月31日現在の数値である。

事業所とは、普通に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

##### (2) 従業者数は、平成9年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

① 常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

(3) 現金給与総額は、平成9年1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等をいう。

(4) 原材料使用額等は、平成9年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含まれる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行なった場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(5) 製造品出荷額等は、平成9年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んだ額である。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成9年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成9年中に返品されたものを除く）

② 製造品出荷額は、工場出荷価額によっている。ただし、次のものはそれぞれ下記の価額によっている。

ア 内国消費税（消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額

イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷価額

③ 加工賃収入額とは、平成9年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

④ その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額等をいう。

(6) 生産額の計算式

生産額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額）

なお、従業者29人以下の事業所は、製造品在庫額、半製品及び仕掛品価額を調査していないため、製造品出荷額等の数値を生産額として代用している。

(7) 付加価値額（粗付加価値額）の計算式

① 従業者30人以上

付加価値額=生産額-内国消費税額-原材料使用額等-減価償却額

② 従業者10~29人

ア 特定年次（西暦末尾0、5年）

付加価値額=生産額-内国消費税額-原材料使用額等-減価償却額

イ 特定年次以外

付加価値額=製造品出荷額等-内国消費税額-原材料使用額等-減価償却額

③ 従業者9人以下

粗付加価値額=製造品出荷額等-内国消費税額-原材料使用額等

なお、従業者9人以下の事業所は、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出した。

(8) 有形固定資産投資総額の計算式

有形固定資産投資総額=取得額+建設仮勘定の年間増減

なお、従業者10~29人の事業所は、建設仮勘定の年間増減を調査していないため、取得額の数値を有形固定資産投資総額として代用している。また、従業者9人以下の事業所は、有形固定資産関連の項目を調査していない。

(9) 調査事項に関する詳細は、付録の工業調査票を参照されたい。

## 5 記号及び注記

(1) この統計表中、「-」は該当数値なし、「△」はマイナスの数値を表している。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も同様とした。

(2) 金額表示の単位は万円とした。

## 6 地域区分

この統計表で使用している通商産業局の地域区分は、次のとおりである。

北海道通商産業局 北海道

東北〃 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東〃 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

中部〃 富山県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県

近畿〃 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

中国〃 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国〃 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州〃 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄通商産業部 沖縄県

## III その他の注意事項

### 1 掲載値の転載

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業省編 平成9年 工業統計表」による旨を明記してください。

### 2 問い合わせ先

この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

通商産業大臣官房調査統計部商工統計課

電話 (03) 3501-9929、9945 (直通)

本統計表は再生紙を使用しております。

別表 日本標準産業分類と工業統計調査用産業分類との相違

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1499 他に分類されない繊維工業（1492麻製織業を含む）	1492 麻製織業 1499 他に分類されない繊維工業
1811 溶解・製紙パルプ製造業（1811溶解パルプ製造業、1812製紙パルプ製造業を統合）	1811 溶解パルプ製造業 1812 製紙パルプ製造業
1821 洋紙・機械すき和紙製造業（1821洋紙製造業、1823機械すき和紙製造業を統合）	1821 洋紙製造業 1823 機械すき和紙製造業
2499 他に分類されないなめし革製品製造業（2491馬具・むち製造業を含む）	2491 馬具・むち製造業 2499 他に分類されないなめし革製品製造業
2611 高炉による製鉄業（2611製鋼圧延を行う高炉による製鉄業、2612製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業を統合）	2611 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 2612 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
2629 その他の高炉によらない製鉄業（2621電気炉銑製造業、2622小形高炉銑・再生炉銑製造業を含む）	2621 電気炉銑製造業 2622 小形高炉銑・再生炉銑製造業 2629 その他の高炉によらない製鉄業
2631 転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉・単独電気炉を含む）（2631転炉による製鋼・製鋼圧延業、2632電気炉による製鋼・製鋼圧延業を統合）	2631 転炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉を含む） 2632 電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独電気炉を含む）
2659 その他の表面処理鋼材製造業（2651ブリキ製造業、2654めっき鉄鋼線製造業を含む）	2651 ブリキ製造業 2654 めっき鉄鋼線製造業 2659 その他の表面処理鋼材製造業
2719 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業（2712鉛第1次製錬・精製業、2714貴金属第1次製錬・精製業、2715ニッケル第1次製錬・精製業、2717チタン第1次製錬・精製業、2718ウラン・トリウム第1次製錬・精製業を含む）	2712 鉛第1次製錬・精製業 2714 貴金属第1次製錬・精製業 2715 ニッケル第1次製錬・精製業 2717 チタン第1次製錬・精製業 2718 ウラン・トリウム第1次製錬・精製業 2719 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
3311 武器製造業（3311銃製造業、3321砲製造業、3331銃弾製造業、3341砲弾弾体製造業、3342薬きょう製造業、3343火薬類の入っていない武器用信管製造業、3351銃砲弾以外の弾薬外殻製造業、3352銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く）、3361弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）、3371特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業、3391弾薬投射機械器具製造業（銃、砲を除く）、3399他に分類されない武器製造業を統合）	3311 銃製造業 3321 砲製造業 3331 銃弾製造業 3341 砲弾弾体製造業 3342 薬きょう製造業 3343 火薬類の入っていない武器用信管製造業 3351 銃砲弾以外の弾薬外殻製造業 3352 銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く） 3361 弹薬装てん組立業（銃弾製造業を除く） 3371 特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業 3391 弹薬投射機械器具製造業（銃、砲を除く） 3399 他に分類されない武器製造業
3412 宝石附属品、同材料加工、同細工業（3412宝石附属品・同材料加工業、3413宝石細工業を統合）	3412 宝石附属品・同材料加工業 3413 宝石細工業

# 統計表